



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月24日火曜日 第2969号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 332
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 332
 土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 332
 土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（"）... 335
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 335
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（"）... 335
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 335
 土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（"）... 336

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....（選挙管理委員会）... 336
 審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部改正.....（"）... 337
 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....（"）... 341

告 示

○愛媛県告示第436号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。
 当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月24日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
株式会社 JAファームうま	愛媛県四国中央市土居町中村1103番地1	愛媛県四国中央市土居町津根1377番1ほか6筆	3,884
株式会社 石川興産	愛媛県四国中央市下柏町848番地1	愛媛県四国中央市土居町天満720番1	4,272
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来162番地20	愛媛県北宇和郡松野町上家地647番地1ほか6筆	4,286
武智弘樹	愛媛県伊予市中山町中山西184番地	愛媛県伊予市中山町出淵5番耕地1368番3ほか3筆	1,571
梶谷晋平	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地77番地17	愛媛県八幡浜市保内町宮内10番耕地87番ほか5筆	3,925
中原誠	愛媛県八幡浜市真網代丙600番地1	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地463番	2,667
梶谷晋平	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地77番地17	愛媛県伊方町仁田之浜上手峯320番地	1,467

2 申請年月日

平成30年4月11日

○愛媛県告示第437号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月24日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町大野ヶ原589の7
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月24日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐藤 幸久	松山市朝生田町3丁目4-25
"	白石 博行	松山市朝生田町3丁目6-5
"	高須賀 要	松山市朝生田町2丁目2-15
"	松本 誠一	松山市朝生田町3丁目5-18
"	大西 信幸	松山市朝生田町4丁目1-25
"	池田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
"	白石 格	松山市朝生田町2丁目11-10
監 事	松本 俊一	松山市朝生田町1丁目15-17
"	長尾 力	松山市朝生田町2丁目9-16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町2丁目2-15
"	朝 村 睦	松山市朝生田町7丁目5-25
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町3丁目4-25
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町3丁目5-18
"	大 西 基 治	松山市朝生田町4丁目1-19
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
"	松 本 俊 一	松山市朝生田町1丁目15-17
監 事	白 石 博 行	松山市朝生田町3丁目6-5
"	松 本 淳 一	松山市朝生田町3丁目5-32

○愛媛県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目4-7
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目2-3
"	池 内 光 雄	松山市市坪南二丁目12-5
"	池 田 美紀子	松山市市坪北一丁目11-8
"	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目5-20
"	本 田 香 苗	松山市市坪北一丁目8-15
"	本 田 英 也	松山市市坪南二丁目2-22
監 事	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12-1
"	池 田 和 弘	松山市市坪南二丁目7-28

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 輝 樹	松山市市坪南二丁目7-8
"	池 内 光 雄	松山市市坪南二丁目12-5
"	池 田 美紀子	松山市市坪北一丁目11-8
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目2-3
"	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目4-7
"	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目5-20
"	本 田 博 子	松山市市坪北二丁目6-18
監 事	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12-1
"	池 田 和 弘	松山市市坪南二丁目7-28

○愛媛県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820
"	森 田 勇 治	松山市西長戸町489-1
"	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町4-1
"	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002-4
"	田 所 東洋志	松山市西長戸町878
"	渡 部 富 博	松山市西長戸町951-2
"	村 上 龍 夫	松山市西長戸町849-1
"	杉 本 敬 典	松山市西長戸町48
"	二 神 正 男	松山市船ヶ谷町96
監 事	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837-1
"	田 所 秀 志	松山市西長戸町838

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820
"	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837-1
"	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町4-1
"	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002-4
"	田 所 東洋志	松山市西長戸町878
"	渡 部 富 博	松山市西長戸町951-2
"	村 上 龍 夫	松山市西長戸町849-1
"	杉 本 敬 典	松山市西長戸町48
"	二 神 薫	松山市船ヶ谷町98
監 事	池 田 直 俊	松山市西長戸町817
"	森 田 勇 治	松山市西長戸町489-1

○愛媛県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	柳 原 健 二	松山市福角町甲340
"	西 山 秀 和	松山市福角町甲1656
"	七五三 琢	松山市福角町甲892-3
"	岡 本 勝	松山市福角町甲849-3
"	高 橋 英 治	松山市福角町甲1500-1
"	石 丸 泰	松山市福角町甲523-3
"	柳 原 重 徳	松山市福角町甲575
"	乘 松 達 夫	松山市福角町甲394-1
"	井 上 淳 司	松山市福角町甲1311
監 事	西 山 貞 明	松山市福角町甲1651-1
"	乘 松 俊 文	松山市福角町甲828-2
"	石 丸 正 樹	松山市権現町甲128-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 順 三	松山市福角町甲1756 - 2
"	西 山 秀 和	松山市福角町甲1656
"	柳 原 一 嗣	松山市福角町甲793 - 1
"	岡 本 勝	松山市福角町甲849 - 3
"	高 橋 英 治	松山市福角町甲1500 - 1
"	石 丸 正 樹	松山市権現町甲128 - 1
"	高 橋 正 彦	松山市福角町甲512
"	乗 松 達 夫	松山市福角町甲394 - 1
"	柳 原 健 二	松山市福角町甲340
監 事	西 山 貞 明	松山市福角町甲1651 - 1
"	岡 本 正 邦	松山市福角町甲862
"	石 丸 幸 信	松山市福角町甲570 - 2

○愛媛県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 藏	松山市吉藤 2丁目18 - 15
"	白 石 修 一	松山市吉藤 5丁目 4 - 8
"	玉 井 博 樹	松山市吉藤 5丁目 8 - 2
"	白 石 信 悟	松山市吉藤 5丁目1234
"	能 田 陣太郎	松山市吉藤 5丁目1130 - 1
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤 5丁目10 - 10
"	松 岡 博 典	松山市吉藤 1丁目 3 - 14
"	能 田 功	松山市吉藤 5丁目20 - 48
"	石 橋 靖 得	松山市吉藤 5丁目1088
"	松 岡 德 征	松山市吉藤 5丁目1222 - 1
"	白 石 良 男	松山市吉藤 5丁目15 - 40
"	藤 原 英 助	松山市吉藤 5丁目 9 - 35
"	玉 井 義 一	松山市吉藤 5丁目 8 - 10
"	藤 村 純 徳	松山市吉藤 2丁目 6 - 37
"	田 房 洋 人	松山市吉藤 5丁目10 - 30
"	野 本 潤 也	松山市吉藤 5丁目22 - 6
"	野 本 恭 志	松山市吉藤 5丁目20 - 46
"	野 本 幸 忠	松山市吉藤 5丁目1564
"	野 本 敏 武	松山市吉藤 5丁目1563
"	松 岡 秀 哲	松山市吉藤 2丁目17 - 40
監 事	白 石 文 雄	松山市吉藤 5丁目1274
"	吉 川 庄 一	松山市吉藤 2丁目 5 - 24
"	藤 野 進	松山市吉藤 5丁目15 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 川 庄 一	松山市吉藤 2丁目 5 - 24
"	藤 野 進	松山市吉藤 5丁目15 - 1

"	白 石 正 彦	松山市吉藤 4丁目 5 - 59
"	白 石 信 昭	松山市吉藤 5丁目1233
"	田 房 勝 仁	松山市吉藤 1丁目 4 - 21
"	能 田 清 志	松山市吉藤 5丁目1131 - 2
"	吉 川 宗 徳	松山市吉藤 2丁目13 - 6
"	白 石 修 一	松山市吉藤 5丁目 4 - 8
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤 5丁目10 - 10
"	玉 井 博 樹	松山市吉藤 5丁目 8 - 2
"	玉 井 俊 郎	松山市吉藤 5丁目 4 - 7
"	野 本 敏 武	松山市吉藤 5丁目1563
"	玉 井 義 一	松山市吉藤 5丁目 8 - 10
"	吉 久 昭 男	松山市吉藤 1丁目 4 - 1
"	野 本 恭 志	松山市吉藤 5丁目20 - 46
"	門 屋 藏	松山市吉藤 2丁目18 - 15
"	門 屋 誠	松山市吉藤 1丁目 3 - 16
"	藤 村 英 勝	松山市吉藤 2丁目13 - 11
"	田 房 賢 三	松山市吉藤 5丁目10 - 33
"	森 和 範	松山市吉藤 5丁目18 - 21
監 事	野 本 幸 忠	松山市吉藤 5丁目1564
"	白 石 文 雄	松山市吉藤 5丁目1274
"	松 岡 德 征	松山市吉藤 5丁目1222 - 1

○愛媛県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695
"	崎 山 勇	松山市高岡町112
"	長 野 悟	松山市高岡町266
"	三 好 陽 造	松山市高岡町559
"	重 松 信 二	松山市高岡町575
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52
監 事	新 家 金 吾	松山市高岡町136
"	山 本 政 芳	松山市高岡町646 - 1
"	清 水 孝 喜	松山市高岡町670

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695
"	崎 山 勇	松山市高岡町112
"	長 野 悟	松山市高岡町266
"	一 色 政 則	松山市高岡町674
"	重 松 信 二	松山市高岡町575
監 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52
"	新 家 金 吾	松山市高岡町136

○愛媛県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

○愛媛県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市梅本地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 4月24日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

○愛媛県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市勝岡土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年 4月24日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	河野 ひとみ	同行援護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成30年 4月1日
3810400311	NPO法人浜の会	愛媛県八幡浜市大平1番耕地759番地2	木村 謙 児	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 浜っ子作業所	愛媛県八幡浜市大平1番耕地759番地2	平成30年 4月1日
3810400329	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	居宅介護	ヘルパーステーションくじら	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	平成30年 4月1日
3810400329	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	重度訪問介護	ヘルパーステーションくじら	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	平成30年 4月1日

○愛媛県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 4月24日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300065	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	同行援護	ニチイケアセンターあけぼの	愛媛県宇和島市寿町一丁目5番8号	平成30年 3月31日
3810300321	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	川 島 裕 介	同行援護	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番地21号 佐伯町ハイム	平成30年 3月31日
3810400196	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	川 島 裕 介	同行援護	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡1-8-5 マルマビル1階	平成30年 3月31日
3811400229	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	川 島 裕 介	同行援護	セントケア宇和町	愛媛県西予市宇和町下松葉457 ヒロハイツ102号	平成30年 3月31日
3810400014	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	短期入所	短期入所事業所ハーブハウス	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1044番地	平成30年 3月31日
3810400204	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	自立訓練（生活訓練）	生活訓練事業所ハーブハウス	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1044番地	平成30年 3月31日
3810400204	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	宿泊型自立訓練	宿泊型自立訓練事業所ハーブハウス	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1044番地	平成30年 3月31日
3820400012	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上村 神一郎	共同生活援助	グループホーム ラベンダー	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1068番地	平成30年 3月31日

○愛媛県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

長浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 宮 義 道	大洲市豊茂乙327番地
"	菊 地 英 夫	大洲市豊茂乙122番地 1
"	叶 岡 廣 志	大洲市長浜町上老松甲12番地 2
"	惣 谷 夫 二 郎	大洲市戒川甲964番地
"	山 下 利 治	大洲市柴甲1595番地
"	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407番地
"	大 谷 信 行	大洲市長浜町黒田甲290番地 3
"	田 中 堅 太 郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	垣 内 岩 光	大洲市長浜町出海甲1206番地
"	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491番地
監 事	木 下 健 次	大洲市長浜町下須戒甲1909番地
"	徳 山 益 司	大洲市柴甲604番地 6
"	玉 井 勝 利	大洲市長浜町櫛生乙232番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 地 宣 之	大洲市豊茂甲503番地 2
"	鎌 田 圭 二	大洲市豊茂甲688番地

"	叶 岡 廣 志	大洲市長浜町上老松甲12番地 2
"	惣 谷 夫 二 郎	大洲市戒川甲964番地
"	渡 邊 重 孝	大洲市柴甲1051番地
"	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407番地
"	大 谷 信 行	大洲市長浜町黒田甲290番地 3
"	田 中 堅 太 郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	垣 内 岩 光	大洲市長浜町出海甲1206番地
"	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491番地
監 事	木 下 健 次	大洲市長浜町下須戒甲1909番地
"	山 下 利 治	大洲市柴甲1595番地
"	政 所 憲 一	大洲市長浜町櫛生乙149番地

○愛媛県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市宇和町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大久保山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年4月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 及 び 会 計 責 任 者 の 氏 名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
石津たかのり後援会	石 川 憲 二	石 津 順 一	四国中央市川之江町2298 9
石津ちよこ後援会	石 津 孝 昭	薦 田 秀 章	四国中央市川之江町2092 - 5
井村雄三郎後援会	越 智 浩	井 村 代 美 子	今治市高部甲1082 - 8
内山ようこ後援会	内 山 葉 子	久 保 一 美	今治市土橋町1 - 8 - 4
愛媛県清酒産業振興研究会	中 城 英 敏	中 城 英 敏	松山市竹原3 - 16 - 12
河上たかと後援会	門 田 迪 郎	猪 子 真 司	松山市祓川1丁目4番15号
くろかわ理恵子後援会	黒 川 睦 夫	越 智 佳 代 子	西条市大町431番地 6
元気な宇和島を創る会	内 山 忠 男	西 本 五 郎	宇和島市栄町港2 - 5 - 4
児玉やすひこ後援会	吉 岡 猛	生 山 哲 也	大洲市若宮340 - 3

すてきな町づくり応援隊	柳 田 耕 造	小 野 和 博	松山市南高井町1984 - 2
原しゅんじ後援会事務所	原 俊 司	武 智 弘 子	松山市土居田町229 - 4
藤岡裕高後援会	藤 岡 裕 高	藤 岡 美 智 子	今治市旭町1 - 5 - 4
水田しろう後援会	伊 瀬 良 一	水 田 史 朗	新居浜市山田町3番31号
隆翔会	河 上 隆 人	猪 子 真 司	松山市住吉一丁目1 - 1

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和23年12月愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年4月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条の2 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「法」という。）第14条の2第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による掲示は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>第2条 法第52条の規定による掲示は県の選挙管理委員会から送付する張札によりこれをしなければならない。</p> <p>2 前項の張札は、別記第2号様式による。</p>	<p>第2条 _____ 掲示は県の選挙管理委員会から送付する張札によりこれをしなければならない。</p> <p>2 前項の張札は別記様式 _____ による。</p>

別記様式を次のとおり改める。

別記
第1号様式
その1

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査が付される裁判官としてその氏名が印刷された氏名は、最高裁判所裁判官国民審査法

第五条第三項
 第五条第五項
 第五条の三第一項

に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、氏名の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

その2

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官(氏名)は、
年月日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である
氏名として印刷されています。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第2号様式

国民審査に付される 最高裁判所裁判官					氏 名
					最高裁判所裁判官に任命された年月日

- 備考1 用紙の大きさは、審査に付される裁判官の数により愛媛県選挙管理委員会委員長がこれを定める。
2 氏名には振り仮名を付するものとする。

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年4月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第56条 法第175条第1項（法第41条の2において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による____候補者の氏名等の掲示（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、投票記載所における掲示に限る。）及び同条第2項の規定による____候補者の氏名等の掲示は、衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては別記第17号様式、その他の選挙（参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）にあっては別記第18号様式に準じてしなければならない。</p> <p>第57条 法第175条第1項の規定による衆議院比例代表選出議員の選挙の____投票記載所以外の箇所における名簿届出政党等の名称等の掲示及び参議院比例代表選出議員の選挙の____名簿届出政党等の名称等の掲示並びに同条第2項の規定による参議院比例代表選出議員の選挙の____名簿届出政党等の名称等の掲示は、別記第19号様式に準じてしなければならない。</p>	<p>第56条 法第175条第1項____の規定による投票記載所における候補者の氏名等の掲示____及び同条第2項の規定による投票を記載する場所内の適当な箇所における候補者の氏名等の掲示は、衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては別記第17号様式、その他の選挙（参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）にあっては別記第18号様式に準じてなければならない。</p> <p>第57条 法第175条第1項の規定による衆議院比例代表選出議員選挙の投票所内の投票記載所以外の箇所における名簿届出政党等の名称等の掲示及び参議院比例代表選出議員選挙の投票記載所その他適当な箇所における名簿届出政党等の名称等の掲示並びに同条第2項の規定による参議院比例代表選出議員選挙の投票を記載する場所内の適当な箇所における名簿届出政党等の名称等の掲示は、別記第19号様式に準じてなければならない。</p>